

第2章 町の障害福祉に係る概況と課題

1. 人口動態

○ 総人口・年齢3区分別人口

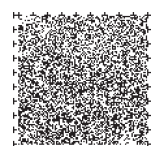
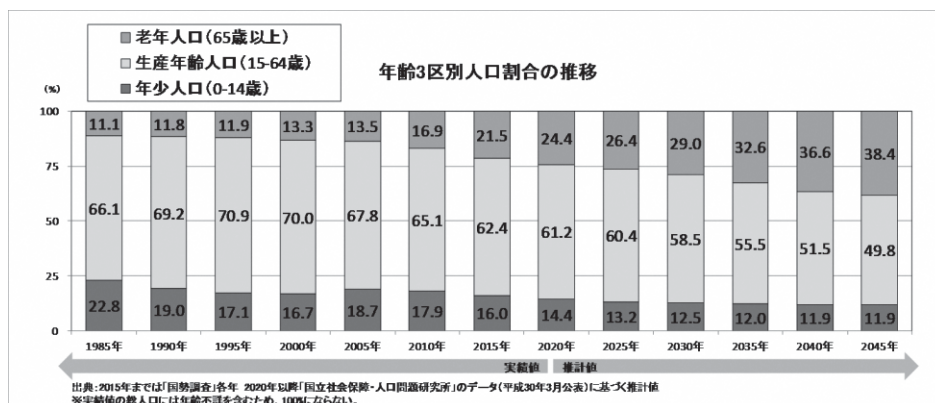
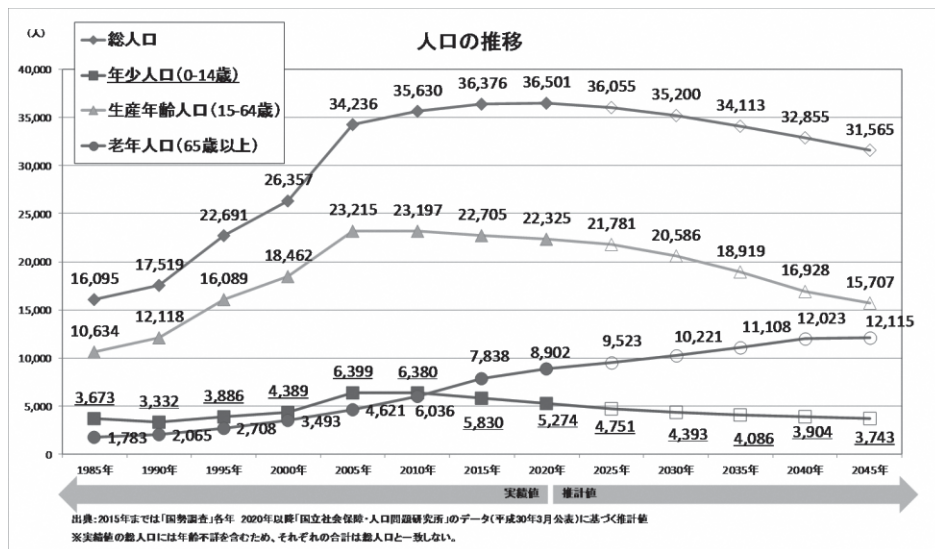
町の人口は2015年が36,376人、1985年から一貫して増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2020年に36,501人のピークを迎えた後に減少に転じ、2045年には2015年人口から約5,000人減の31,565人となることが見込まれています。

年齢3区分別人口についてみると、2015年の老年人口比率(高齢化率)は21.5%、生産年齢人口は62.4%、年少人口は16.0%となっています。

同じく国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、老年人口比率はさらに上昇し、2045年には38.4%になると推計されています。

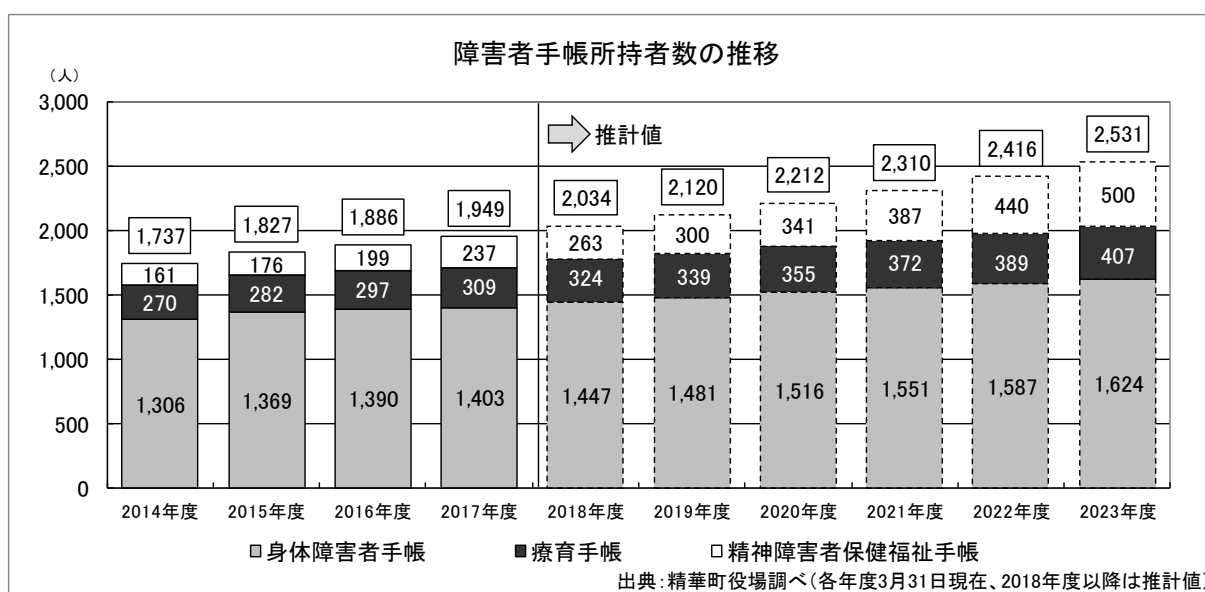
年少人口は、2005年の6,399人をピークに減少に転じており、2015年には5,830人となっています。2045年の推計値は、さらに約2,100人減少の3,743人となっています。



2. 障害者手帳所持者の概況

① 障害者手帳所持者数の推移

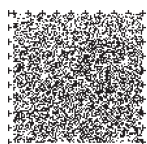
- 手帳所持者数は、それぞれの手帳で増加傾向にあり、2017年度では、合計で1,949人、2023年度の推計値では2,531人となっています。
- 手帳の内訳をみると、身体障害者手帳が1,403人、療育手帳が309人、精神障害者保健福祉手帳が237人となっており、いずれかの手帳を所持している障害のある子どもの数は148人となっています。



■ 障害者手帳所持者数の推移

	年度										
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
身体障害者手帳	1,306	1,369	1,390	1,403	1,447	1,481	1,516	1,551	1,587	1,624	
療育手帳	270	282	297	309	324	339	355	372	389	407	
精神障害者保健福祉手帳	161	176	199	237	263	300	341	387	440	500	
合計	1,737	1,827	1,886	1,949	2,034	2,120	2,212	2,310	2,416	2,531	
うち、障害のある子ども	143	143	149	148							

(各年3月31日現在; 2018年度以降は推計値)



② 身体障害者手帳所持者の高齢化

- 身体障害者手帳所持者では、65歳以上の人の比率をみると年々増大しており、2017年度では73.6%となっています。

■ 障害者手帳所持者に占める65歳以上比率の推移 (%)

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
障害者手帳所持者	53.0	51.4	51.7	53.2	54.1	55.4	56.3	56.4	55.3	
身体障害者手帳	66.7	65.7	66.9	67.8	69.1	71.1	72.0	73.1	73.6	
療育手帳	4.6	4.3	3.6	4.2	5.3	4.8	5.0	4.7	4.5	
精神障害者保健福祉手帳	3.7	5.2	5.0	12.2	12.4	13.0	15.9	16.6	12.7	

(各年3月31日現在)

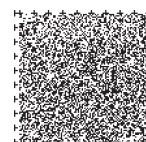
③ 障害者手帳所持者数(障害程度別等)

- 身体障害者手帳所持者では、1・2級の重度者の割合が約38%程度で推移しています。種別をみると肢体不自由と内部障害が約85%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) (人)

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
1級	295	302	313	323	325	337	351	364	362	
2級	159	161	161	155	146	148	159	170	170	
3級	196	212	216	214	218	225	226	219	221	
4級	350	367	381	394	414	427	443	446	452	
5級	79	81	84	86	87	94	104	101	107	
6級	74	73	74	72	75	75	86	90	91	
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403	
重度者(1・2級)比率(%)	39.4	38.7	38.6	38.4	37.2	37.1	37.3	38.4	37.9	

(各年3月31日現在)



■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

（人）

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
視覚障害	64	62	59	62	63	60	62	66	62	
聴覚障害・平衡機能	109	102	105	106	104	109	114	121	122	
音声・言語機能障害	17	19	17	17	15	15	16	16	16	
肢体不自由	597	612	632	641	652	672	698	697	707	
内部障害	366	401	416	418	431	450	479	490	496	
合計	1,153	1,196	1,229	1,244	1,265	1,306	1,369	1,390	1,403	

（各年3月31日現在）

○療育手帳所持者では、近年、A判定の重度者の割合が約40%程度で推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

（人）

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
エーA	100	102	110	117	116	115	117	123	120	
ビーB	117	128	140	142	150	155	165	174	189	
合計	217	230	250	259	266	270	282	297	309	
重度者（A）比率（%）	46.1	44.3	44.0	45.2	43.6	42.6	41.5	41.4	38.8	

（各年3月31日現在）

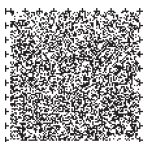
○精神障害者保健福祉手帳所持者では、近年、1級の重度者の割合は約10%程度で推移していますが、総数は大きく伸びており、うち3級の人の割合が増大しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

（人）

	年度									
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
1級	19	20	20	14	13	17	18	20	24	
2級	55	73	73	68	73	79	79	87	99	
3級	33	42	48	49	59	65	79	92	114	
合計	107	135	141	131	145	161	176	199	237	
重度者（1級）比率（%）	17.8	14.8	14.2	10.7	9.0	10.6	10.2	10.1	10.1	

（各年3月31日現在）



3. 自立支援医療における支給認定の概況

- 自立支援医療支給認定者数は、増加傾向にあり、2017年度では、合計で535人となっています。
- 内訳をみると、育成医療、更生医療については微増傾向となっています。精神通院については、数年の間で大幅に増加しています。

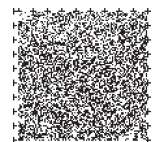
■ 自立支援医療における支給認定者数の推移

(人)

	年度								
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
育成医療					19	15	19	13	16
更生医療	71	84	87	100	102	99	87	103	101
精神通院	351	409	388	338	337	357	375	412	418
合計	422	493	475	438	458	471	481	528	535

(各年3月31日現在)

※ 育成医療については、2012年度以前は、京都府の事務事業であったため、統計資料が存在しません。



4. 特別支援教育の概況

- すべての小学校に特別支援学級を設置しているほか、通級指導のため、精北・川西小学校区の子どもに対応する川西教室と、山田荘・東光・精華台小学校区の子どもに対応する精華台教室を開設しています。
- 町内に南山城支援学校があります。
- 2018年5月現在の特別支援学級・学校に在籍する児童・生徒数は、下表のとおりとなっています。

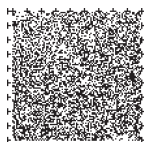
■特別支援学級の児童・生徒数

小学校	1年生	7
	2年生	8
	3年生	9
	4年生	9
	5年生	12
	6年生	8
合計		53
中学校	1年生	4
	2年生	10
	3年生	5
合計		19

■特別支援学校の児童・生徒数 (人)

小学部	12
中学部	12
高等部	26
合計	50

(2018年5月現在)



5. 山城南圏域*の社会資源の概況

○ 2019年1月現在の山城南圏域の社会資源（事業所数）は、以下のとおりとなっています。

■訪問系サービス

	居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問 介護	同行介護	行動介護	重度障害者等 包括支援
精華町	4	3	2	2	0
圏域(町外)	6	6	0	2	0

■日中活動系サービス

	短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護
精華町	0	0	7
圏域(町外)	4	0	8

■施設系サービス

	施設入所支援
精華町	0
圏域(町外)	1

■居住系サービス

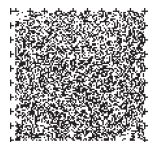
	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)
精華町	0	2
圏域(町外)	0	5

■訓練系・就労系サービス

	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	就労定着 支援
精華町	0	0	0	0	4	0
圏域(町外)	0	2	1	3	6	0

■障害児入所・通所支援事業

	障害児 入所支援	児童 発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
精華町	0	2	5	0
圏域(町外)	0	4	9	0



■相談支援事業

	計画相談支援	障害児 相談支援	地域移行支援	地域定着支援	障害者 相談支援事業	基幹相談 支援センター
精華町	1	1	0	0	1	1
圏域（町外）	6	6	3	3	1	1

■地域生活支援事業

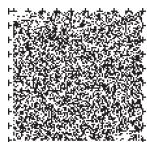
	日中一時 支援事業	移動支援 事業	地域活動 支援センター
精華町	4	2	0
圏域（町外）	5	3	1

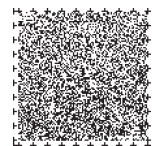
■その他の相談機関

	就業・生活 支援センター	成年後見 支援センター	児童発達 支援センター
精華町	0	(1)※	0
圏域（町外）	1	0	0

※ 成年後見支援センターは、2019年度中の開業見込み。

※ 山城南圏域とは、木津川市・精華町・和束町・笠置町・南山城村の1市3町1村を指します。





6. 住民の意識

- 平成30（2018）年2月に実施した「精華町の共生社会（障害福祉）に関するアンケート調査」の結果の概要は、以下のとおりとなっています。

■ 相談機関の連携や健康づくりの取組

- 平成23（2011）年度調査と比較すると、リハビリや健康診断の受診、かかりつけ医師等の有無などの回答は良くなっています。全体では健康づくりの取組は前進していると思われませんが、障害種別で状況をみていく必要があります。
- 病院が相談先として突出しており、役場、事業所、障害者相談支援センターが続いています。「どこに相談に行けばよいか分からない」といった問題点が指摘されており、相談機関の周知や連携が求められています。

■ 社会参加の促進

- 回答者全体の67.6%が一日おき程度の外出機会があり、57.9%が仲間や隣近所との交流があるなど、人とのつながりをもっています。町行事への参加度が上がる一方で、障害者団体やボランティアの認知度が下がる傾向にあります。
- 回答者全体の25.8%が福祉施設を含めた就労の場で働いています。精神障害者保健福祉手帳所持者は常勤やパート・臨時雇用で、療育手帳所持者は福祉施設で働いているなど、障害種別で就労形態が異なっており、就労実態やニーズの違いへの対応が求められます。

■ 地域ぐるみの人のつながりづくり

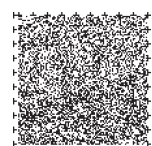
- 介助者では「近所付き合いがないため期待できない（11.8%）」「障害者がいることを知られたくない（3.8%）」といった回答があり、地域とのつながりに消極的な面があります。
- 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者について、地域とのつながりに消極的な回答があることから、地域ぐるみの介助者支援の対応が求められています。

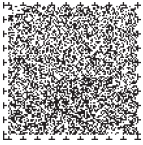
■ 差別解消の取組

- 障害者権利条約や合理的配慮等について、回答者全体の約3割が「知っている」と答えています。
- 15.1%に差別された経験があり、若い世代、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者に差別経験者の比率が高くなっています。就労の現場において、福祉施設で働いている、パート・臨時雇用の回答者について差別経験者の比率が高くなっています。
- 差別事例の回答は職場が最も多く、また、学校等の教育現場、建物や交通機関、情報コミュニケーション、医療、買い物や食事、地域や家庭について、具体的事例が挙げられています。

■ 介助者を含めた精神障害者の支援

- 精神障害者手帳保持者は「友人や相談相手はいない（26.3%）」「家族や親族以外の交流はない（43.8%）」といった回答があり、介助者についても「障害者がいることを知られたくない（12.5%）」など、人とのつながりが弱い状況がうかがえます。
- 福祉サービスによる支援とともに、地域における孤立を防ぐ取組が求められています。





7. 計画課題

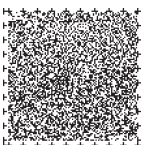
[1] 一貫した発達支援

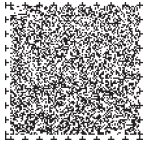
(概況)

- 町では、母子に対する訪問・相談支援や乳幼児健康診査、就学前教育・保育等を通じて、子どもの発達の遅れや障害の早期発見に努め、療育教室などによる早期対応を図り、円滑な就学、また、学校卒業後の生活へとつなぐ、切れ目ない支援の体制をつくっています。
- 特別支援学校と地域の学校との連携のもと、障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしていけるよう、自立と社会参加に必要な力を培うための教育を行っています。
- 放課後等デイサービスなどの整備が進んだことで、家庭や学校など子どもの生活場面での支援を工夫することよりも、障害福祉サービスの利用を優先させやすい状況が生じています。

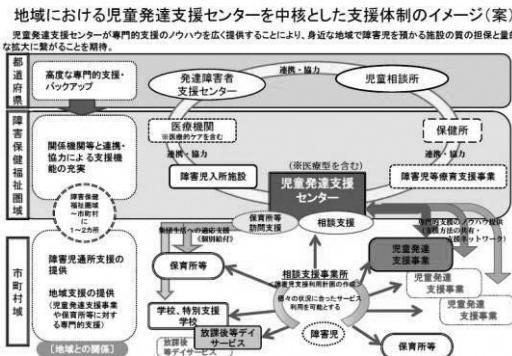
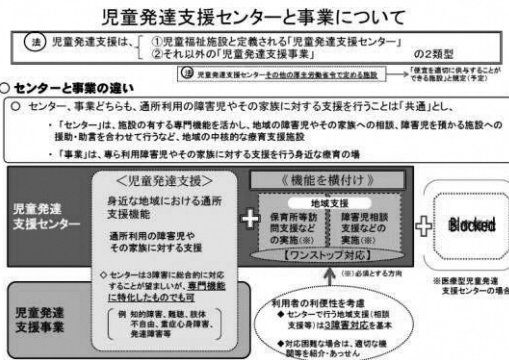
(課題)

- 乳児期においては、子どもの障害や発達上の問題は、子育ての不安や育てづらさに結びつきがちであることから、新たに設置した母子包括支援センターの機能も活用して、さらなる対応の充実を図ることが求められます。
- 「子どもの障害に専門的な相談対応ができる医療機関」と「障害に応じた適切な支援を行える療育機関」を求める声が多くあり、障害の特性に応じた、専門性の高い支援が求められます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における療育の質の向上が求められます。
- 子どもが適切な療育を受けられるよう、放課後等デイサービスなどを利用する子どもの養育者に対して正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、子どもへの関わり方についての技能習得の機会を充実させていくことが求められます。
- 保育所等訪問支援事業の活用など、支援者が、保育所や学校、放課後児童クラブなど、支援が必要な子どもの生活場面において状況の改善を図っていくことを基本としていく必要があります。





- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業などの障害福祉サービスの間での円滑な引き継ぎや進路の変更などをサポートする体制の充実が求められます。
- 小学生の放課後対策としては放課後児童クラブでの受け入れが実施されていますが、中学生・高校生向けの放課後対策が求められます。
- 第1期障害児福祉計画における、山城南圏域での児童発達支援センターの平成32（2020）年度末までの整備の位置づけを踏まえ、発達支援ルーム「こねっく」、また、山城南圏域で運営する「相楽療育教室」の今後のあり方を含めた検討を進め、具体的に整備を図る必要があります。
- 子どもが、将来に自立した生活を営むためには、社会参加に適應するための交流機会づくりが求められます。そのため、早い段階から障害者団体の認知・理解を促し、団体を活用する力を育むことが求められます。

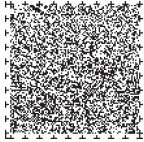


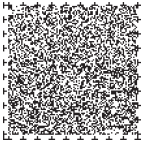
※資料：厚生労働省

[2] 社会参加の拡充

(概況)

- 障害種別の特性を踏まえて、日中活動や就労等の場と機会づくりが進んでいますが、学校卒業後の「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」は、まだまだ不足しています。
- 町域における雇用対策に関する施策等を効果的に実施するため、平成29（2017）年度に京都労働局との間で「京都府精華町雇用対策協定」を締結し、障害のある人の雇用についても、進めています。
- 平成30（2018）年4月から、障害のある人の法定雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎に精神障害のある人が加えられました。





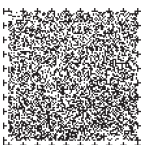
- 京都労働局、ハローワーク京都田辺などと連携して、「障害のある方向けの合同就職面接会」を年1回行っている他、町役場庁舎等において、ハローワーク京都田辺による出張相談会を月1回実施しています。
- 農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」の取組が全国各地で盛んになっていることから、町においても、取組の進展に期待が寄せられています。
- 障害のある人同士や関係者との交流の機会、及び、社会参加の機会として「精華町障害児者ふれあいのつどい」を年1回行っているほか、パラスポーツ（障害者スポーツ）の普及・啓発も行っています。
- 平成32（2020）年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることから、パラスポーツへの関心が高まっています。

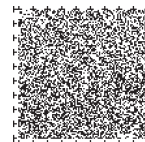
（課題）

- 学校卒業後の「生活の場」「余暇活動の場」「働く場」の充足に努める必要があります。とりわけ、重度障害のある人の日中の居場所が不足しており、送迎がある生活介護事業所の整備が求められています。
- 障害のある人が、その人らしく地域活動や文化芸術・スポーツ活動などに参加できるよう、機会の拡大と内容の充実を図るとともに、本人の自由な選択を基本として参加と交流のしやすさを高めていく必要があります。
- 企業の障害理解と障害のある人の雇用を促進するとともに、町役場での職域拡大や農福連携など多様な働き方の可能性を探り、障害のある人の働く意欲と能力に配慮、柔軟な雇用環境を創出・確保していく必要があります。
- 行政機関における、障害者就労施設等からの物品・役務に係る優先調達を進めていく必要があります。



精華町障害児者ふれあいのつどいでのパラスポーツ体験（ボッチャの体験中）





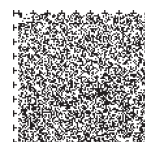
[3] 生活の安心の確保・堅持

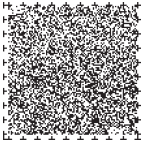
(概況)

- 障害のある人が、地域で自立した生活を送るために必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、役場窓口の強化や基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援事業所の強化を図るなど、体制の充実を図ってきています。
- 障害福祉サービスについても、量的充足と質の向上に努めてきていますが、医療的ケアが必要な人への対応などにおいて、整備の余地が残されています。
- いわゆる「親亡き後」の生活の場としてグループホームが望まれるところですが、24時間体制での運営に人材確保の困難が大きく、また、立地に係る地域理解を得る困難とも相まって、整備が進まない状況にあります。
- 行動障害や重症心身障害、重度の発達障害がある人などの生活支援基盤については、事業者の対応力を引き出す制度的な条件が十分でないことなどもあって整備が進んでいません。
- 健康の維持・増進を支援するとともに、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めて早期に適切な医療やリハビリテーションにつなげるとともに、適切な医療が受けられる体制を保っています。
- 近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生によって住民の防災意識が高まり、地域における防災対策が進められる中で、障害のある人への対応の充実を進めています。
- 障害があることで、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどに巻き込まれやすい状況があります。

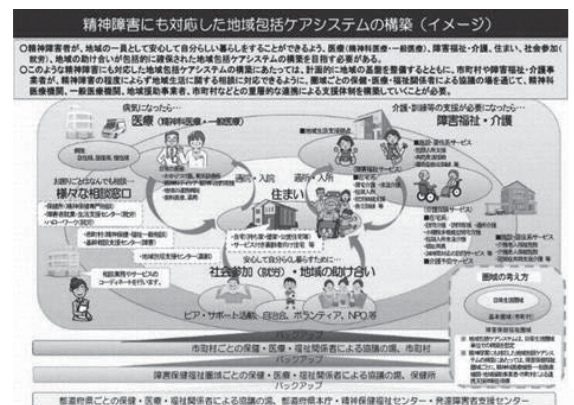
(課題)

- アンケート調査結果において「どこに相談に行けばよいかわからない」「専門相談ができる職員がいない」といった回答も一定あり、相談機関のさらなる周知と連携の向上が求められます。
- 絆ネットワークの強化を踏まえた「丸ごと相談支援」の整備を進めて、相談件数の増加と相談内容の複雑化・多様化に適切に対処する必要があります。

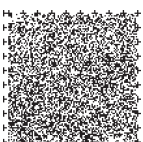




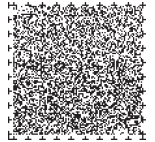
- 介護保険制度の共生型サービスとの連携や、緊急時や医療的ケアが必要な人に対応できる短期入所生活介護や短期入所療養介護の確保を図る必要があります。
- 第5期障害福祉計画における、山城南圏域での地域生活支援拠点等（面的整備型）の平成32（2020）年度末までの整備の位置づけを踏まえ、具体的に整備を図る必要があります。
- 精神障害のある人の退院と地域生活移行を進めるため、障害特性に対する地域理解をつくりながら、生活を支えたり日中の居場所となったりする施設・サービスの整備を進めていくことが求められます。
- 精神保健と自殺対策に係る対応力の向上とメンタルヘルスに係る啓発に努めるとともに、ゲートキーパー養成などにさらに取り組んでいく必要があります。
- 防災や被災時の救助・避難の対策、また、交通安全・犯罪・消費生活トラブルなどへの対策に関して、地域ぐるみで障害のある人への対応力を向上させていく必要があります。
- 障害のある人が、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることでできる体制を充実させる必要があります。



※資料：厚生労働省



[4] 福祉人材の育成・確保



(概況)

- 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、町においても、フォーマル、インフォーマル両方の人材が大きく不足しており、必要な施設・サービスの整備が進まない状況にあります。
- 「京都府精華町雇用対策協定」に基づいて「福祉職場・保育施設合同就職面接会」を実施するなどにより、人材確保に努めています。

(課題)

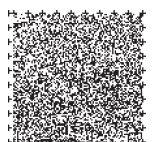
- 学校教育や社会教育における福祉教育を重視し、一人ひとりを大切にす地域福祉力を、継続的に高めていく必要があります。
- 福祉施設等が行っているインターンシップや児童生徒の職場体験などの機会が有効に活かされるよう、運営法人等との連携を図っていきます。
- 精華町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターは、福祉ボランティアセンター機能の位置づけですが、より広い住民ボランティアセンター機能との整理を図って、分野別の人材の相互乗り入れなどがしやすい状況を作っていくことが望まれます。
- 国・京都府などへの働きかけを行うとともに、山城南圏域での協議などを通じ、障害福祉に係る人材の育成・確保に計画的に取り組むことが求められます。
- 障害や発達等についての深い理解を培える研修など、福祉人材の専門性向上のための機会を増やし、既存の人材がより有効な相談支援等に当たれるよう図っていくことが求められます。

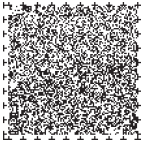


福祉施設・保育施設合同就職面接会の様子



保育所での手話教育の様子





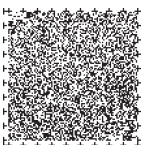
[5] 地域共生社会づくり

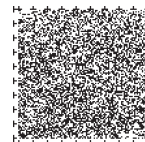
(概況)

- 障害と障害のある人への理解の促進は、依然として障害福祉分野の基本的な課題であり、障害があることを理由とした基本的人権の侵害がまだまだ残されています。
- 地域共生社会の制度基盤として、従来の、高齢・障害・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを地域社会として「我が事・丸ごと」で受け止める仕組みへの転換が国主導で進められています。
- 町においても、本計画と同時に、「第2次精華町地域福祉計画」を計画期中に抜本的に改め、地域共生社会づくりを牽引する「第3次精華町地域福祉計画」として策定したところです。

(課題)

- 障害と障害のある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前な権利が侵害されていることへの気づきを持って、その改善に向かえる地域社会をつくっていくことが求められます。
- 生まれつきによるもの・病気や加齢によるもの・事故によるものなど、障害の原因も多様であり、肢体不自由や視覚障害のように外見からわかる障害もあれば、聴覚・言語障害や内部障害、精神障害など外見ではわからない障害もあることから、障害特性や特性に応じた配慮についての理解促進は継続して進めていく必要があります。
- 「障害者権利条約」「障害者差別解消法」等に基づき、あらゆる差別の解消を進める一環として、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を進めていく必要があります。
- 高齢・障害・児童など対象別の社会資源を有効に活かしながら、複合的な形で現れる一人ひとりの生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについても検討していく必要があります。
- 地域の誰もが、必要な支援の「受け手」になり、「担い手」にもなる地域共生社会づくりに向けて、障害のある人もない人もともに社会を変えていく主体としての役割が一層期待されます。





- まちのバリアフリー化と情報バリアフリー化をさらに進めて、移動やコミュニケーションが円滑に行える地域づくり、安心・安全な防災まちづくりを進めることが求められます。



差別解消法に関する講演会の様子